

市第 63 号議案 横浜市手数料条例の一部改正消防局部分

1 趣旨

令和 4 年 5 月 20 日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第 12 次地方分権一括法）により、令和 5 年 4 月 1 日から「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下「液石法」*という。）に関する事務・権限の一部が指定都市の長へ移譲されることに伴い、横浜市の手数料を定める必要があるため横浜市手数料条例の一部を改正します。

* 液石法

液石法は、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にし、もって公共の福祉を増進することを目的とした法律です。

2 条例改正の概要

第 12 次地方分権一括法による神奈川県からの権限移譲に伴い、液石法に関する事務を消防局が行うにあたり、液化石油ガスを販売する事業者等から必要となる手数料を徴収するため、次の①から⑯までに掲げる事務についての手数料を新設します。

手数料の金額については、地方自治法第 228 条第 1 項で、「政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。」とされていることから、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定めた金額とします。

- ① 液化石油ガス販売事業の登録申請手数料
- ② 液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付手数料
- ③ 液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧手数料
- ④ 保安機関の認定申請手数料
- ⑤ 保安機関の認定の更新申請手数料
- ⑥ 保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可申請手数料
- ⑦ 保安確保機器の設置及び管理の方法の認定申請手数料
- ⑧ 貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可申請手数料
- ⑨ 貯蔵施設又は特定供給設備の変更許可申請手数料
- ⑩ 貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可に係る完成検査申請手数料
- ⑪ 貯蔵施設又は特定供給設備の変更許可に係る完成検査申請手数料
- ⑫ 充てん設備による液化石油ガスの充てんの許可申請手数料
- ⑬ 充てん設備の変更許可申請手数料
- ⑭ 充てん設備の許可に係る完成検査申請手数料
- ⑮ 充てん設備の変更許可に係る完成検査申請手数料
- ⑯ 充てん設備の保安検査申請手数料

3 施行日

令和 5 年 4 月 1 日